

敦賀南小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定 平成29年9月4日一部改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校に置けるいじめ防止に係る基本理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、敦賀市、敦賀市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。

起こった場所は、学校の内外を問いません。

- ※「一定の人間関係にある」とは、学校内外を問わず、例えば、同じ学校・学級やクラブ活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係のある者を指します。
- ※「行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」などのように、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれます。
- ※「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合

い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

考え、話し合う道徳の授業を充実し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。

(2) いじめの未然防止

○授業改善

・すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

・縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進めます。
・道徳の授業や体験活動を充実させ、「命の尊さ」や「思いやりの心」、「感謝の念」等について学ぶ機会を確保します。
・児童の実態を把握するとともに、スクールカウンセラーを積極的に活用し、学校生活での悩みの解消を図るための相談活動を充実します。

○児童の主体的活動の充実

・学級活動や児童会活動等を利用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

○開かれた学校づくり

・「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。
・学校評議員会（家庭・地域・学校協議会）等で、学校がいじめに対する考え方や取組を周知し、共通認識に立って、いじめの発見や情報提供への協力を求めます。
・関係機関（児童家庭課、児童相談所・SSW・主任児童委員等）との情報交換を積極的に行い、いじめの未然防止に努めます。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネット上でのいじめについては、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる指導を行います。
出前講座等を通じて、インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

(3) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさなどをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○アンケートの実施

毎月、いじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするるとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

(4) いじめ事案対処・いじめを受けた児童に寄り添った事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、敦賀市教育委員会をはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校サポートチーム等の外部専門家、警察や児童相談所、市役所児童家庭課、地方法務局、医療機関、主任児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最前の方法を講じます。

(5) いじめの解消

○いじめは、謝罪をもって解消したと安易に考えることのないようにします。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対するいじめの行為（心理的又は物理的な影響を与える行為等）が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安とする）。ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、校長の判断により、より長期の期間を設定します。校長は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定し状況を注視します。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることであり、校長は、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面接等により確認します。

校長は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通します。「いじめ対応サポート班」においては、いじめが解消するに至るまでの期間、被害児童生徒への支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行します。

上記のいじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、校長は、被害・加害児童生徒については、日常的に注意深く観察します。

(6) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間〔30日以上〕、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を敦賀市教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、敦賀市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・敦賀市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織的な対応

◎「組織的な対応についての共通認識」

……いじめ問題に対しては、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込むことなく、学校全体として組織的に対応します。

- ① いじめ問題は、未然防止・早期発見・早期の事案対処、解決に向けて、チームで対応する。
- ② いじめ対策に同一步調で取り組む組織を設置する。
- ③ 各学級で起きていることや、児童の気になる言動について、教職員全員が共有する。
- ④ 問題解決までのプロセス〔実態把握→解決に向けた役割分担と対応→経過観察→検証〕を明確にしておく。
- ⑤ 時系列に従って、記録を残す。

(1) いじめ対策委員会

いじめ防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもをそだてるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・学校に置けるいじめ問題への取組の点検

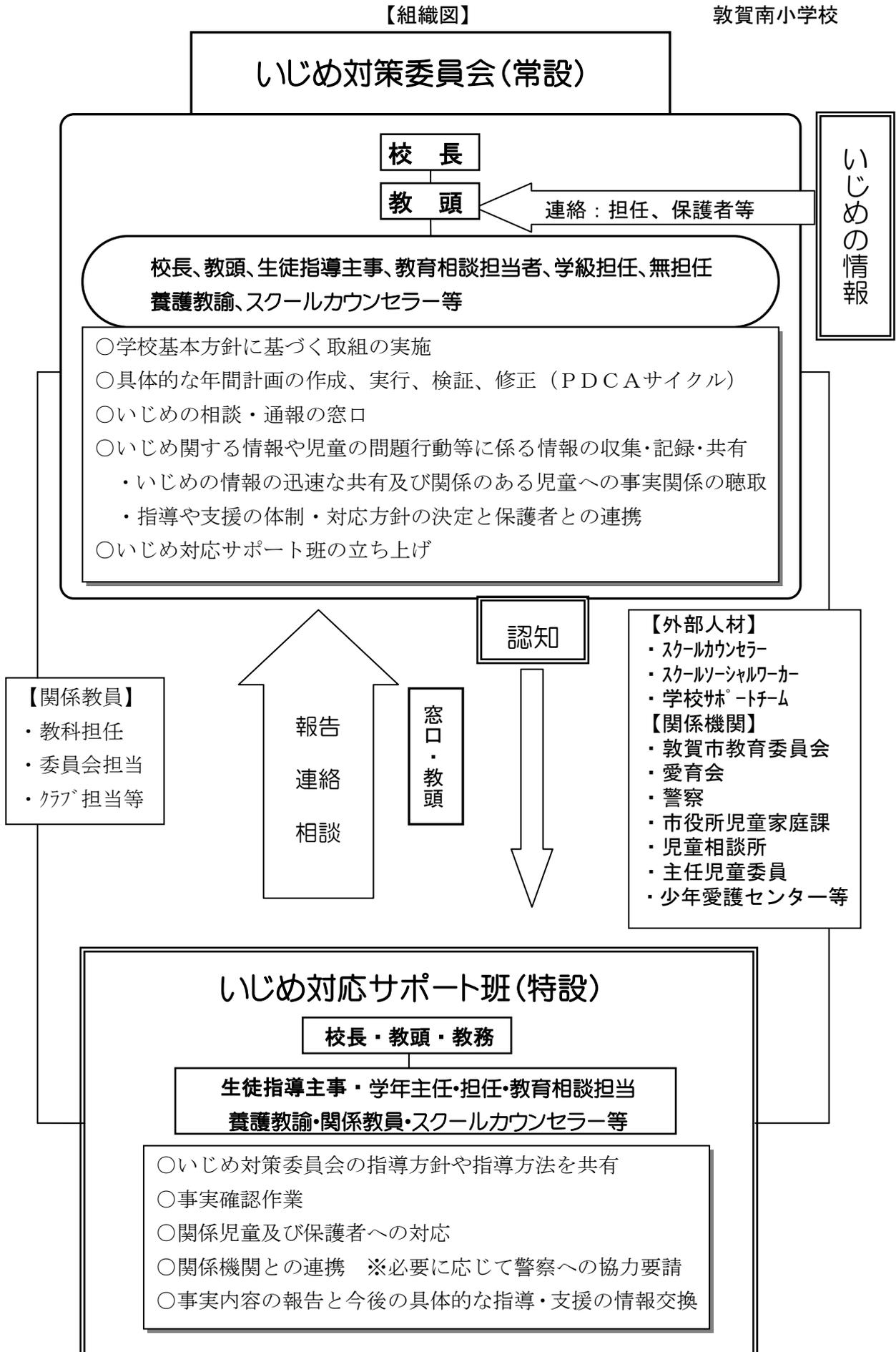
(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期の事案対処、解決に向けた取組を行います。

(構成員) 校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・個別面談による情報収集
 - ・継続的な支援
 - ・保護者や地域との連携
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図



5 いじめ対策の年間行動計画

【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕

敦賀南小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4 月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 ↓ 愛育会総会 ・基本方針の公表 ・学校HPで公表 いじめサポート班 ・いじめ発生時即対応	入学式	第1学期始業式				
		学級開き ・望ましい集団づくり ・心の居場所づくり ・新しい生活に希望をもたせる					
		1年生を迎える会（対面式） ・望ましい集団づくり ・リーダーの育成					
		縦割り班清掃開始					
5 月	いじめ対策委員会 ・毎月のアンケート調査等 をもとに、定期的に状況把握 授業研究会 授業研究会 校内研修 ・道徳教育、人権教育 1年間全体の人権教育、 道徳等の計画を作成確認	アンケート調査					
		家庭訪問					
		国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定に係る 留意事項の周知					
		教育相談週間 ・全員対象 ・生活アンケート調査をもとに 体育大会 ・縦割りでの集団活動 ・リーダーの育成 ・団結力、絆づくり					
6 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 校内研究会	アンケート調査					
		春の校外学習 ・望ましい集団づくり ・リーダーの育成 ・絆づくり					
		オープンスクール 情報モラル教室・ひまわり教室（3年・5年）					
		園児との町探検 交流活動 ・公園での 交流		望ましい 集団づく り・地域と の連携			

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導	アンケート調査					
	1学期中間三者懇談	園児との交流活動 ・夏の遊びで交流	夏季休業前学習相談 ・学習の実態把握、夏休み学習計画立案				サマー・サポート（～8月上旬） ・補充学習、夏休み学習の支援
8月	取組評価アンケート① ・1学期 ・未然防止に生かす						
	保幼小連携（7～8月） 保育園での保育参加 現職教育（7～8月） 教材研究・全体研究会 いじめに関する校内研修会 ・いじめ未然防止 特別活動研修会 ・望ましい集団づくり 特別支援教育研修会	愛育会奉仕活動 ・体験的な活動 ・親子の絆づくり				小中一貫教育 ・小小合同授業	
9月		アンケート調査					
	いじめ対策委員会 ・取組評価アンケートの分析等をもとにした振り返り ・2学期に向けて 職員会議 ・重点事項確認					修学旅行 1泊2日 絆づくり 自主的活動	

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10 月	情報発信 ・評価アンケート結果 ・2学期の取組等	アンケート調査					
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	クリーン作戦・清掃奉仕活動・高齢者との触れ合い					
	1学期末教育懇談会	教育相談週間 ・全員対象 ・生活アンケート調査をもとに					
	授業研究会	秋の校外学習 ・望ましい集団づくり・リーダーの育成・絆づくり			自然体験学習 宿泊学習 絆づくり 自主的活動		小中一貫教育 ・部活動見学
11 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	アンケート調査					
	校内研究会						
	人権教育、人権週間に関する校内研修会 ・人権教育共通題材 ・人権集会の持ち方	南の子フェスタ(オープンスクール・総合的な学習の時間発表会) ・望ましい縦割り集団づくり ・家庭、地域との連携 ・自己有用感の育成					
12 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	アンケート調査					
	授業研究会	人権週間の取組 ・人権集会 ・人権集会感想掲示 ・全校放送					
	2学期中間三者懇談	園児との交流活動 ・昔遊びで交流					
		ウィンターサポート(～1月) ・補充学習、冬休み中の学習の支援					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	アンケート調査					
	授業研究会	保育園訪問 ・交流活動					
2月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	アンケート調査					
	取組評価アンケート② ・同じ項目で ・取組評価①との比較	園児1日体験入学 ・新たな絆づくり ・異校種連携 オープンスクール ・家庭、地域との連携					
3月	いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて 計画見直し ↓ 職員会議 ・課題確認 ・計画確認	アンケート調査					
	情報発信 ・評価アンケート結果 ・次年度の取組等	6年生を送る会 ・6年生への感謝の気持ち、学年への所属感、新しい学校生活への希望をもたせる ・家庭、地域との連携					
		卒業証書授与式 ・感謝の気持ち、学年・学校への所属感、新しい学校生活への希望をもたせる ・高学年リーダーシップの育成					
		終業式・修了式 ・新しい学年への希望をもたせる					

小中一貫教育
 ・小小・小中合同授業

校内奉仕作業
 感謝の気持ちを育てる

小中一貫教育

